

令和5年5月11日

保護者の皆様

福岡県立小倉工業高等学校長

新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う取扱いの変更について

保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より本校の教育活動に対しまして、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行したため、欠席等の取扱いを下記のとおり季節性インフルエンザと原則同様の取扱いに変更し、令和5年5月15日より適用します。

記

《取扱い》

- 1 発熱等で欠席又は早退又は遅刻し、病院をその日に受診しウイルス検査を行った場合
ウイルス検査結果が陰性・陽性に関わらず、医療機関を受診したことが分かる書類又は検査結果を提出 → 受診日は出席扱い
- 2 1において、ウイルス検査が陽性だった場合
ウイルス検査結果等（陽性と分かるもの）を提出 → 受診日の翌日以降、出席停止
- 3 発熱等で欠席又は早退又は遅刻し、病院をその日に受診しウイルス検査を医師の判断により行わなかった場合
医療機関を受診したことが分かる書類を提出 → 受診日は出席扱い
- 4 発熱等で欠席又は早退又は遅刻し、病院を受診しなかった場合 → 欠席又は早退又は遅刻
- 5 上記2以外の場合で、2日目以降欠席した場合 → 原則として欠席
- 6 上記以外の場合等については、担任を通して学校へご相談ください。

《出席停止期間の目安》

新型コロナウイルス

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

インフルエンザ

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで